外国人雇用状況届出システム 操作マニュアル



外国人雇用状況届出システム操作マニュアル

- ・Microsoft、Windows、Microsoft Edge は、米国及びその他の国における Microsoft Corporation 並びにその関連会社の登録商標又は商標です。
- ・その他、記載されている会社名、製品名等は、各社の登録商標又は商標です。

ご注意

- (1) 本書の内容の一部又は全部を無断で転載することは禁止されています。
- (2) 本書の内容は、予告なしに変更することがあります。
- (3) 外国人雇用状況届出システムを利用したことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害については責任を負いません。
- (4) 本書の内容で、ご不明な点や誤りなどお気づきの点がありましたら、 hw-gaikokujin@mhlw.go.jpへお願いします。
- (5) 本書の図はイメージであり、実際とは異なる場合があります。

Copyright © 2016 厚生労働省職業安定局

目次

目	次	(Э
Ι	はじ	めに	1
	1. 外	国人雇用状況届出システムとは	1
	2. 外	国人雇用状況届出システムへのアクセス2	2
Π	ユー	ザ情報の管理	5
	1. 그	ーザ情報の登録	5
	2. 事	業所情報の修正16	6
	3. パ	スワードの再登録【パスワードを忘れたとき】19	9
	4. パ	スワードの変更2	1
	5. ユ	ーザ情報の変更23	3
Ш	[雇用	情報の登録25	5
	1. 雇	用情報の新規登録25	5
	2. 雇	用情報の修正31	1
	3. 離	職情報の登録37	7
	4. 雇	用情報の複数登録43	3
IV	7 その	他50	O
	1. お	問合せ画面50	0
	2. サ	ービスご利用時の注意51	1
	3.参	考 資格ごとに定める在留期限52	2
	1 参	タート / よ A 質問 5/4	1

I はじめに

1. 外国人雇用状況届出システムとは

外国人雇用状況の届出制度は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、全ての事業主に、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣(ハローワーク)へ届け出ることを義務付けています。

外国人雇用状況届出システム(以下「本システム」。)は、インターネットにより外国人労働者の雇入れ・離職の届出を行うためのシステムです。

なお、雇用した外国人が雇用保険被保険者であって、雇用保険被保険者資格取得届(以下、「資格取得届」。)」又は雇用保険被保険者資格喪失届(以下、「資格喪失届」。)により外国人雇用状況届出を行った場合は、本システムでの雇用情報新規登録又は離職情報登録は不要です。

本システムで表示される外国人雇用情報は、事業主が本システムを利用して登録したもののほか、資格取得届・資格喪失届・外国人雇用情報届出書(様式第3号)により届出された情報が含まれます。また、ハローワークで各登録・届出の内容を確認し、修正等を行った場合は、適宜反映されます。

2. 外国人雇用状況届出システムへのアクセス

インターネットに接続可能な端末でブラウザを起動し、ハローワークインターネットサービスの「事業主の方」から、「外国人雇用状況届出について」更に「外国人雇用状況届出」をクリックします。

なお、ハローワークインターネットサービス内「申請等をご利用の方へ」の画面(上の「外国人雇用状況届出について」をクリックして開く画面)から、「外国人雇用状況届出システム操作マニュアル」を参照することができます。

① 事業主の方



② 申請等をご利用の方へ

HelloWork Internet Service ハワーワーク インターネットサービス

■ 「おおおおります」 「 厚生労働省

<u>トップ</u> > 事業主の方へのサービス

事業主の方へのサービス



| ハローワークを利用する | 求人者マイページを利用する | イベントを探す | 雇用保険・助成金のご案内 | 各種ご案内 | このサイト(ハローワークインターネットサービス)で提供しているサービスやそれぞれの利用方法などについてご案内します。

ハローワークを利用する

事業所登録・求人申込み(仮登 録) ハローワークでは、みなさまからいただいた求人をハローワークに求職登録いただいている全国の求職者の方をはじめ、インターネットを通じて広く提供し、ご希望に合う求職者の方をご紹介しています。

- □ 初めてご利用になる求人者の方へ~ハローワークのサービスについて~
- □ 求人申込み手続きの流れ
- □ 大卒等の求人申込み手続きの流れ
- □ 求人申込み、採用・選考にあたっての留意事項
- □ 事業所・求人情報の入力方法
- □ ハローワーク所在地のご案内

各種ご案内

新卒者・既卒者、若年者の雇用

□ 新卒者・既卒者、若年者の雇用について 🗗

高齢者の雇用

□ 高齢者雇用対策について 🗗

外国人の屋田

- □ 外国人雇用状況届出について
- □外国人雇用対策について 🖟

東日本大震災関連情報

□ 企業・法人の方へ 🕝

農林漁業に関する相談

□ 農林漁業の雇用対策 🕝

地方自治体や民間職業紹介事業者への求人情報の提

□ 求人事業主の方へ

職場情報総合サイトのご案内

□職場情報総合サイト 🗗

震災被災者のための求人のお願い

東北地方太平洋沖地震の被災地においては、数多くの方々が仕事を失い、生活再建のために新たな就職先を探されています。住居さえも失ったため、社宅・寮付きの仕事や住込可能の仕事をご希望される方も多い状況にあります。 ハローワークでは、各事業主の皆様に、これらの方々の積極的な雇い入れにご理解をいただき、「震災被災者対象求人」として求人のお申込みをいただくようお願いしております。是非、お近くのハローワークにお申込み・ご相談をお願いしま



③ 外国人雇用状况届出



4

Ⅱ ユーザ情報の管理

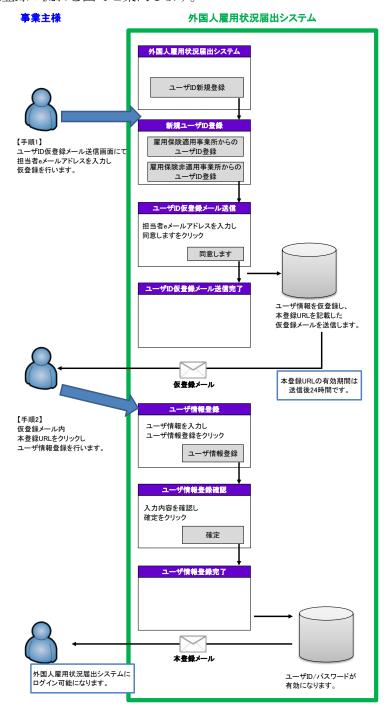
1. ユーザ情報の登録

初めて本システムを使用する場合、ユーザ情報登録が必要になります。

事業主様がユーザ情報登録を行う場合は、ユーザ情報登録仮登録メール送信画面にて担当者 e メールアドレスを入力の上、仮登録を行うと、仮登録メールが届きます。

24 時間以内に仮登録メール内の本登録 URL をクリックし、ユーザ情報を登録することでユーザ情報登録が完了となります。

ユーザ情報登録の流れを図でご案内します。



仮登録メールの文面

外国人雇用状況届出システム電子申請のご利用ありがとうございます。

このメールは以下の方々にお送りしています。

- 1. 外国人雇用状況届出システムのユーザ仮登録申込みを行った方
- 2. パスワード再登録依頼を行った方

1. ユーザ仮登録申込みを行った方へ

外国人雇用状況届出システムのユーザ仮登録申込みを受け付けました。 以下の【ユーザ登録の流れ】に従い、ユーザ本登録を行ってください。

【ユーザ登録の流れ】

- (1) 本メール受信後24時間以内に、▼ユーザ本登録用アドレス▼にアクセスし、 ユーザ本登録(事業所情報登録)を行ってください。24時間以内にユーザ本登録手続きが完了しない場合は、無効となりますのでご了承ください。 その場合は再度ユーザ仮登録申し込みを行っていただきますようお願い申し上げます。
- (2) ユーザ本登録が完了しますと、外国人雇用状況届出システムへのログイン及びインターネットから外国人雇用状況の届出ができるようになります。
- 2. パスワード再登録依頼を行った方へ

外国人雇用状況届出システムのパスワード再登録依頼を受け付けました。 以下の【パスワード再登録の流れ】に従い、パスワードの再登録を行ってください。

【パスワード再登録の流れ】

- (1) 本メール受信後24時間以内に、▼ユーザ本登録用アドレス▼にアクセスし、 パスワードの再登録を行ってください。24時間以内にパスワード再登録手続きが完了しない場合は、無効となりますのでご了承ください。 その場合は再度パスワード再登録依頼を行っていただきますようお願い申し上げます。
- (2) ユーザ本登録が完了しますと、 外国人雇用状況届出システムに新しいパスワードでログインできるようになります。

受付日時: ****/**/** **:**:**

▼ユーザ本登録用アドレス▼

※お使いのメールソフトで表示する際にユーザ本登録用アドレスが2行に渡って表示されている場合は 途中で改行されてしまいアクセスできない可能性があります。 エラーになった場合は、ご使用のブラウザのアドレスとメールに記載されているアドレスが 同じかどうかご確認ください。

※毎週日曜日の22時から翌日の8時までシステムメンテナンスのため、ユーザ本登録とパスワード再登録のお手続きをご利用いただけません。

その他に機器等のメンテナンス作業によりシステムメンテナンスを行うこともありますが、 その場合は外国人雇用状況届出システムのトップページの「お知らせ」をご確認ください。

<<注意事項>>

- 1. パスワードは数字、英字、記号の3種類すべてを用い、8文字以上を登録してください。
- 2. 個人情報(生年月日など)や他人に推測されやすいパスワードは登録しないでください。
- 3. ユーザ I Dに類似したパスワードは登録しないでください。

ご不明な点などございましたら、

管轄のハローワークまでお問合せください。

- ・本メールアドレスに対しての返信はご遠慮ください。
- ・本メールにお心当たりがない場合には、第三者による誤登録、不正登録等の可能性があります。お手数ですが、メールを削除していただきますようお願い申し上げます。

本登録メールの文面

このメールはインターネットにて

外国人雇用状況届出システムにユーザ本登録申し込みを

行った方にお送りしています。

この度は外国人雇用状況届出システムのユーザ登録申し込みを頂き、

誠にありがとうございます。

以下の通り、外国人雇用状況届出システムのユーザ本登録申し込みが 完了しました。

外国人雇用状況届出システムにログインができるようになりました。 インターネットから外国人雇用状況が届出できます。

ご不明な点などございましたら、

管轄のハローワークまでお問い合せください。

- ・このメールアドレスに対しての返信はご遠慮ください。
- ・このメールに身に覚えのない方は、このメールを削除してください。

留意事項

資格取得届、資格喪失届及び外国人雇用状況届出書(以下、様式第3号(国・地方公共団体の場合は通知様式。以下同じ。))等の届出用紙により、一度でもハローワークに外国人雇用状況の届出を行ったことのある事業主の方は、この画面からユーザID及びパスワードを取得することはできません。以前に資格取得届、資格喪失届及び様式第3号による外国人雇用状況の届出を行ったことがあり、今後、インターネットによる届出を希望する場合は、お手数ですが事業所を管轄するハローワークまでお問合せください。なおその際、ご担当者様のメールアドレスをお知らせください。

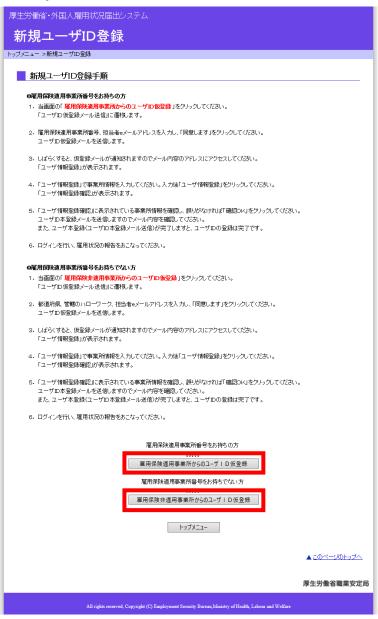
(1) 外国人雇用状況届出システムトップページ

トップページのユーザ ID 新規登録ボタンを押下してください。

厚生労働省				
外国人雇用状況届出システム				
7个国人惟用1人	外国人権用係が旧山ン人ノム			
	L +			
外国人雇用状況届出	ICIA			
	国々の事業所における外国人労働者の雇用状況を把握し、外国人労働者の雇用の安定を含めた地域の労 外国人労働者に対する適切な雇用管理の促進を図ることを目的としたものです。			
動力業績の選正な調金及Or	小国人力働者に対 9 る運切は雇用官性の定進を図ることを目的としたもので 9。			
留意事項				
様式第3号(国・地方公	共団体の場合は通知様式。以下同じ。)等の届出用紙により、一度でもハローワークに届出を行ったこ			
	D画面からユーザ I D及びパスワードを取得することはできません。以前に様式第3号による届出を行			
	こよる届出を希望する場合は、お手数ですが、様式第3号を届け出たハローワークまでお問合せくださ			
	暴のメールアドレスをお知らせください。 ■##! エいままので、ご辞録ください。			
油口時の注意事項等を引⇒ 届出時の注意事項	易載していますので、ご確認ください。 等 ₽			
ログインに一定回数失敗	した場合、一時的にログインができなくなります。ログインができない場合、時間をおいて再度ご利用			
をお願いいたします。				
お知らせ				
【操作マニュアルのご案内】				
	トサービスの「申請等をご利用の方へ」に、外国人雇用状況届出システム操作マニュアルを掲載してい			
ます。				
操作上ご不明点等ございま	したら、ご活用ください。			
7.00 5.7-7.75	テナンス等のお知らせについては、以下のリンクからご確認ください。			
	テナンス等のお知らせについては、以下のリンクからと雑窓ください。 ターネットサービス 新着情報・お知らせ 🗗			
· <u>/ </u>	2 1 2 1 2 CZ 3 3 1 1 1 1 1 2 CZ 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
ログイン				
外国人雇用状況届出システ	ムのユーザ I Dをすでにお持ちの方は、ユーザ I Dとパスワードを入力してログインしてください。			
注意: フーザェロおよびバ	スワードは第三者に知られないように大切に管理してください。			
ユーザ I D				
utan k				
パスワード				
サービスご利用時の注意				
2 2/2/1/11/05/07/1/05				
	ログイン			
ユーサID新規登録	・パスワード再登録・お問合せ			
ユーザ I D新規登録	外国人雇用状況届出システムのユーザ I Dをお持ちでない方は、ユーザ I Dの新規登録を行ってくだ			
J. 2	さい。			
パスワード再登録	パスワードを忘れた方はこちらです。			
1100 4 11				
お問合せ	外国人雇用状況届出システムによくあるお問合せを掲載しました。			
	厚生労働省職業安定局			
<u></u>	4木一ムページは、Google Chrome、Microsoft Edgeで動作の確認を行っています。			
All rights res	erved, Copyright (C) Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare			

(2) ユーザ情報の仮登録

- ・雇用保険適用事業所の場合 ⇒「雇用保険適用事業所からのユーザ I D仮登録」
- ・雇用保険適用事業所以外の場合⇒「雇用保険非適用事業所からのユーザ I D仮登録」を押下してください。



(3) ユーザ I D仮登録メール送信

必要事項を入力し、仮登録メールを送信する場合は同意しますを押下します。

① 雇用保険適用事業所の場合

② 雇用保険適用事業所以外の場合



外国人雇用状況届出システム操作マニュアル

(4) ユーザ I D仮登録メール送信完了

送信が正常に行われた場合、送信完了画面が表示されます。

ここまででは、ユーザ情報の登録は完了していません。<u>仮登録メールが送信されますので、メール内のアドレスにアクセスし、24 時間以内にユーザ情報の登録を完了してください。</u>

① 雇用保険適用事業所の場合

②雇用保険非適用事業所の場合



(5) ユーザ情報登録

ユーザ情報を登録します。

ユーザ I D仮登録メール内のアドレスをクリックし、ユーザ情報登録画面から必要事項を入力し、ユーザ情報登録ボタンを押下してください。

留意事項

お使いのメールソフトで表示する際にユーザ本登録用アドレスが2行に渡って表示されている場合は、途中で改行されてしまいアクセスできない可能性があります。 エラーになった場合は、ご使用のブラウザのアドレスとメールに記載されているアドレスが同じかどうかご確認ください。

① 雇用保険適用事業所の場合



外国人雇用状況届出システム操作マニュアル

②雇用保険非適用事業所の場合

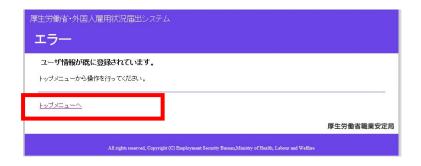
『生労働省・外国人雇用状況届出システム						
ユーザ情報登録	トップメニュー					
一寸情報查錄						
接件記明 ※社会保険労務士が代行して届出を行う場合には、「担当者氏名」棚に「社会保険労務士 ○○○」と社会保険労務士の名称を見して氏名を登録してください。 登録済の事業所開釈を確認し、必須情報が登録されていない場合や情報に変更がある場合は連宜入力してください。 入力が完了しましたら「ユーザ情報を録しをクリックしてください。						
					管轄ハローワーク情報	
都道府県	им					
ハローワーク	ининининининини					
事業所情報						
事業所番号(ユーザID)	※ユーザ 静程登録時に自動採番します。					
事業所名が適	N N N N N N N N N N N N N N N N N N N					
郵便番号	999 - 9999 住所檢索 (半角数字)					
住所必須	N N N N N N N N N N N N N N N N N N N					
電話番号必須	99999 - 99999 - 99999 内線等 999999999 (半角数字)					
產業分類。必須	\square					
事業所規模 <mark>必須</mark>	NNNNNN V					
主として労働者派遣又は請負事業を 行っている <mark>が須</mark>	NNN V					
担当者氏名	N N N N N N N N N N N N N N N N N N N					
担当者連絡先電話番号	99999 - 99999 - 99999 内線等 999999999 (半角数字)					
担当者eメールアドレスメンタ	XXXXXXXXXQXXXX.XX.jp					
ユーザロのバスワードが頂	(半角英数字記号8文字以上32文字以内)					
ユーザロのパスワード(再入力) 23万	(再入力)					
* 担当者eメールアドレスに誤りがあるとメールが届きませんので、必ず確認してください。						
	ユーザ情報登録					
	厚生労働省職業安定局					
All rights reserved,	Copyright (C) Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare					

外国人雇用状況届出システム操作マニュアル

※ 既に事業所情報が登録されている場合 (パスワード再登録からのユーザ登録、ハロー ワークにおいて事業所情報が登録されている場合) は、初期情報として該当する事業 所情報が表示されます。

留意事項

ユーザ I D仮登録メール内のアドレスをクリックした際、「ユーザ情報が既に登録されています。」とのメッセージが表示された場合は、ユーザ I Dが登録済みです。資格取得届、資格喪失届及び様式第3号の届出用紙により、一度でもハローワークに届出を行ったことのある事業主の方は、ユーザ I D及びパスワードを取得することはできません。以前に資格取得届、資格喪失届及び様式第3号による外国人雇用状況の届出を行ったことがあり、今後、インターネットによる届出を希望する場合は、お手数ですが事業所を管轄するハローワークまでお問合せください。なおその際、ご担当者様のメールアドレスをお知らせください。



(6) ユーザ情報登録確認

登録内容を確認し、確定する場合は確定ボタンを押下してください。 ユーザ情報登録完了画面へ移動します。

登録内容を変更する場合は、戻るボタンを押下し、ユーザ情報登録画面で修正してください。

(7) ユーザ情報登録完了

メッセージを確認し、本登録が完了したことを確認します。



2. 事業所情報の修正

システムに登録されている事業所情報を修正します。

(1) 雇用情報メニュー

ログイン後の「雇用情報メニュー」において事業所情報修正ボタンを押下します。



(2) 事業所情報確認

内容を確認し、修正する場合は事業所情報修正ボタンを押下します。

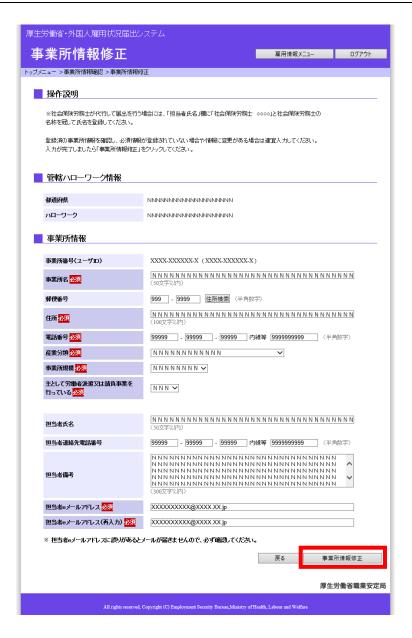
(3) 事業所情報修正

必要な修正を行い、事業所情報修正ボタンを押下してください。

留意事項

事業所の移転・統合による住所変更に伴い、管轄のハローワークが変更となる場合、 本システムを使用して手続きせず、移転・統合前の管轄のハローワーク、又は、移転・ 統合後の管轄のハローワークへ連絡いただきますようお願いいたします。

また、事業所が廃止となった場合には、登録されている外国人雇用情報について、廃止日をもって離職情報の登録を行ってください。離職情報の登録の手順は、本操作マニュアル「Ⅲ3.離職情報の登録」を参照してください。



(4) 事業所情報修正確認

事業所情報修正画面にて修正した事業所情報を確認します。修正を確定する場合は確定ボタンを押下してください。変更する場合は戻るボタンを押下して事業所情報修正画面へ戻ってください。

(5) 事業所情報修正完了

メッセージを確認し、修正が完了したことを確認します。



3. パスワードの再登録【パスワードを忘れたとき】

パスワードを忘れてしまった場合に行います。

パスワード再登録依頼 → パスワード再登録依頼完了 → ユーザ情報登録 →ユーザ情報登録確認 → ユーザ情報登録完了

(1) 外国人雇用状況届出システムトップページ

ログイン画面からパスワード再登録を押下します。

厚生労働省
外国人雇用状況届出システム
外国人雇用状況届出とは
事実主の協力に基づき、個々の事実所における外国人労働者の雇用状況を把握し、外国人労働者の雇用の安定を含めた地域の労動力需給の適正な誘整及び外国人労働者に対する達切な雇用管理の促進を図ることを目的としたものです。
留意事項
様式第3号(国・地方公共団体の場合は選知様式、以下同じ。)等の個出用紙により、一度でもハローワークに傷出を行ったことのある事業主の方は、この園園からユーザID及びパスワードを取得することはできません。以前に様式第3号による個出を行い、今後、インターネットによる個出を希望する場合は、お手数ですが、様式第3号を届け出たハローワークまでお問合せください。なおその際、ご担当者様のメールアドレスをお知らせください。 届出物の注意事項等を掲載していますので、ご確認ください。 ⇒ 届出物の注意事項等を掲載していますので、ご確認ください。
ログインに一定回数失敗した場合、一時的にログインができなくなります。ログインができない場合、時間をおいて再度ご利用をお願いいたします。
お知らせ
【操作マニュアルのご案内】 ハローワークインターネットサービスの「申請等をご利用の方へ」に、外国人雇用検児届出システム操作マニュアルを掲載しています。 操作上ご不明点等ございましたら、ご活用ください。 その他、システムメンテナンス等のお知らせについては、以下のリンクからご確認ください。 ⇒ ハローワークインターネットサービス 新雲信報・お知らせ 劇
ログイン
外国人雇用状況届出システムのユーザ I Dをすでにお持ちの方は、ユーザ I Dとパスワードを入力してログインしてください。 注意: ユーザ I Dおよびパスワードは第三者に知られないように大切に管理してください。
1—#ID — — —
パスワード
サービスご利用時の注意
ログイン
ユーザ I D新規登録・パスワード再登録・お問合せ
ユーザID新規登録 外国人雇用状況届出システムのユーザIDをお持ちでない方は、ユーザIDの新規登録を行ってください。
パスワード再登録 パスワードを忘れた方はこちらです。
お問合せ 外国人雇用状況福出システムによくあるお問合せを掲載しました。
厚生労働省職業安定局
当ホームページは、Google Chrome、Microsoft Edgeで動作の確認を行っています。 All rights reserved, Copyright (C) Employment Security Bureau Ministry of Health, Labour and Welfare
Air rights reserved, Copyright (C) Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

(2) パスワード再登録依頼

「ユーザID」、「担当者 e メールアドレス」、「担当者 e メールアドレス(再入力)」に必要事項を入力してください。

入力したメールアドレスにパスワード再登録用のメールを送信しますので、誤りがない か確認し、確定ボタンを押下します。

留意事項

ユーザID発行時に登録したeメールアドレスを入力してください。 なお、登録していたeメールアドレスがご不明な場合は、ハローワークでeメール アドレスの変更を行いますのでご担当者様のメールアドレスをお知らせください。



(3) パスワード再登録依頼完了

パスワード再登録依頼画面に指定したメールアドレスにユーザ ID 仮登録完了メールが 送信されます。メール内に記載されているリンク先からユーザ情報の登録を行ってください。

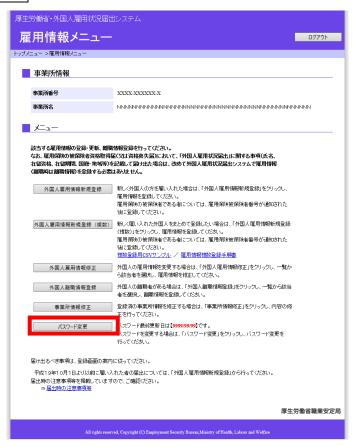


4. パスワードの変更

パスワードの変更を行います。

(1) 雇用情報メニュー

パスワード変更ボタンを押下します。



(2) パスワード変更

「ユーザID」を確認します。

「現在のパスワード」、「新しいパスワード」及び「新しいパスワード(再入力)」を入力 します。

パスワード変更を確定する場合は、確定ボタンを押下します。



(3) パスワード変更完了

メッセージを確認し、パスワードが変更されたことを確認します。

引き続き他の雇用情報に関する業務を行う場合は、雇用情報メニューボタンを押下してください。

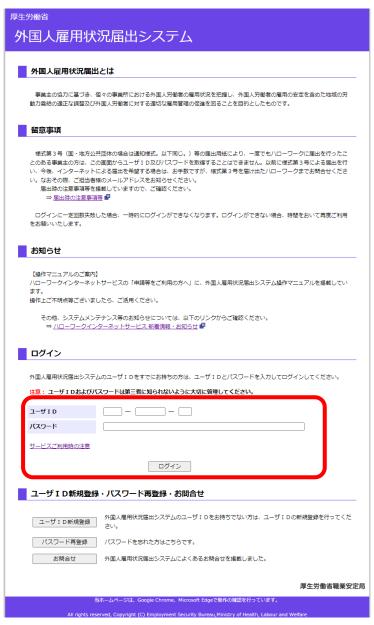


5. ユーザ情報の変更

ハローワークの統廃合により、ユーザ情報の変更が必要になります。

(1) 外国人雇用状況届出システムトップページ

トップページの「ユーザ I D」、「パスワード」を入力し、ログインボタンを押下してください。

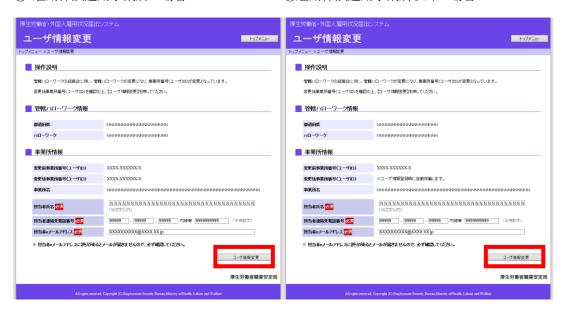


(2) ユーザ情報変更

必要な修正を行い、ユーザ情報変更ボタンを押下してください。

- ※ 初期情報として該当する事業所情報が表示されます。
- ① 雇用保険適用事業所の場合

②雇用保険適用事業所以外の場合



(3) ユーザ情報変更確認

変更内容を確認し、確定する場合は確定ボタンを押下してください。ユーザ情報変更完了画面へ移動します。

変更内容を変更する場合は、戻るボタンを押下し、ユーザ情報変更画面で修正してください。

(4) ユーザ情報変更完了

メッセージを確認し、ユーザ情報が完了したことを確認します。



Ⅲ 雇用情報の登録

1. 雇用情報の新規登録

新しく外国人を雇用した場合に、当該外国人の雇用情報を登録する手順です。

留意事項

雇用した外国人が雇用保険被保険者であって、資格取得届により外国人雇用状況届出を行った場合は、本システムでの雇用情報の新規登録は不要です。

(1) 雇用情報メニュー

雇用情報メニューから外国人雇用情報新規登録ボタンを押下します。



(2) 雇用情報新規登録

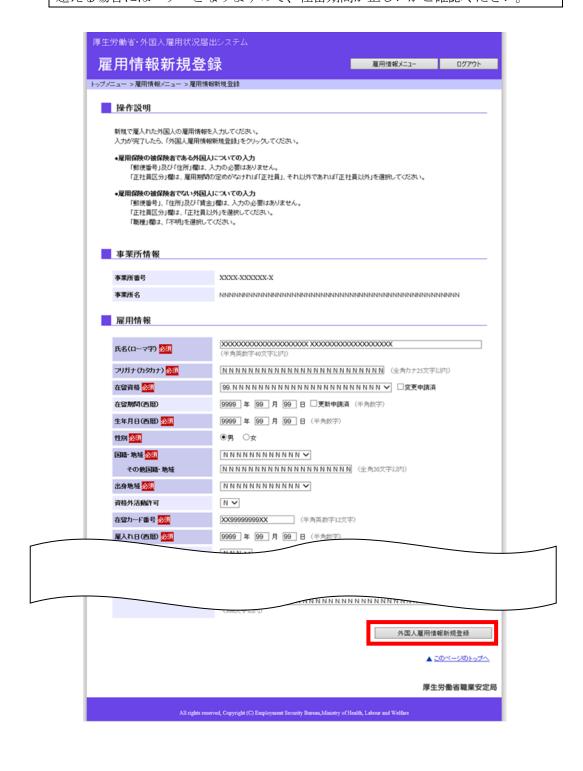
外国人労働者を雇入れた場合、この画面において雇用情報の新規登録を行います。 登録する雇用情報を入力し、<u>外国人雇用情報新規登録</u>ボタンを押下します。 入力内容にエラーがある場合はエラー内容を画面へ表示します。

留意事項1

氏名(ローマ字)は、在留カードどおりのローマ字氏名で入力してください。 在留期間及び生年月日において、数字 1 桁を入力する際は、頭に 0 を付けてください。 (例) 生年月日が 1986 年 1 月 1 日の場合、1986 (年) 01 (月) 01 (日)。

留意事項2

外国人労働者の雇入れ日から在留期間が、「参考 資格ごとに定める在留期限」を 超える場合にはエラーとなりますので、在留期間が正しいかご確認ください。



(3) 雇用情報新規登録確認画面

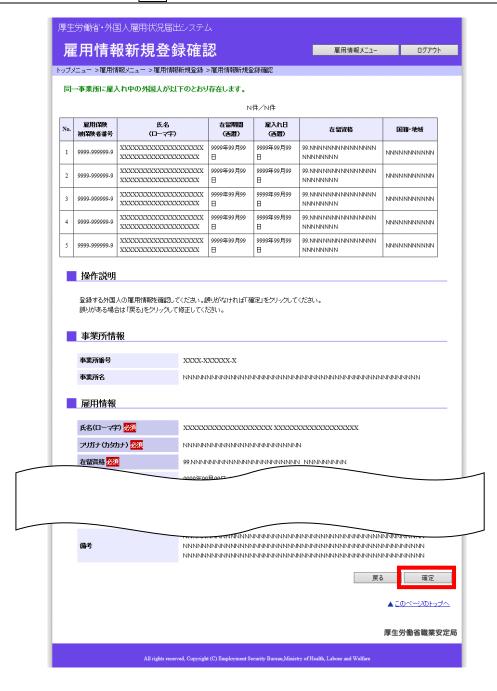
雇用情報新規登録画面にて入力した雇用情報を確認します。 内容を確認し、確定する場合は確定ボタンを押下します。

留意事項 二重登録について

同一人物の可能性のある雇用情報が登録済みの場合、注意メッセージ及び該当データが 一覧として5件まで表示されます。

登録内容に誤りがない場合は、確定ボタンを押下すると、雇用情報新規登録完了画面へ 移動し、登録が完了します。

変更の必要がある場合は戻るボタンを押下します。



補足1

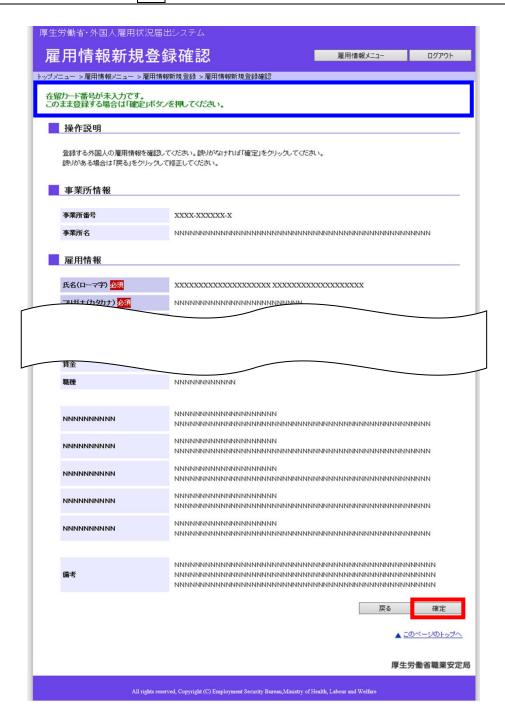
入管法改正(平成27年4月1日施行)に伴う在留資格のチェックに該当する場合(※)、 注意メッセージ表示されますが、登録内容に誤りがない場合は、確定ボタンを押下します。 変更の必要がある場合は戻るボタンを押下します。

(※) 在留資格「技術」、「人文知識・国際業務」、及び特定活動のうち「高度学術研究活動」「高度専門・技術活動」「高度経営・管理活動」を選択した場合に表示される。



補足2

雇入れ日が2020年2月29日以前であって在留カード番号が未入力である場合、警告メッセージが表示されますが、登録内容に誤りがない場合は、確定ボタンを押下します。 変更の必要がある場合は戻るボタンを押下します。



(4) 雇用情報新規登録完了画面

雇用情報の登録が完了しました。

外国人の雇用情報を続けて登録 ボタンをクリックすることにより、雇用情報を続けて入力できます。

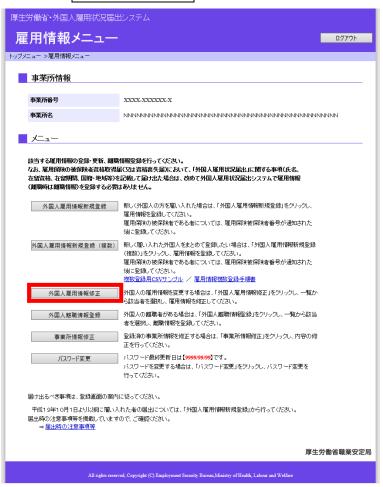


2. 雇用情報の修正

登録済みの雇用情報について確認する、及びその内容を修正する場合に行う手順です。

(1) 雇用情報メニュー

雇用情報メニューから外国人雇用情報修正ボタンを押下します。



(2) 雇用情報一覧

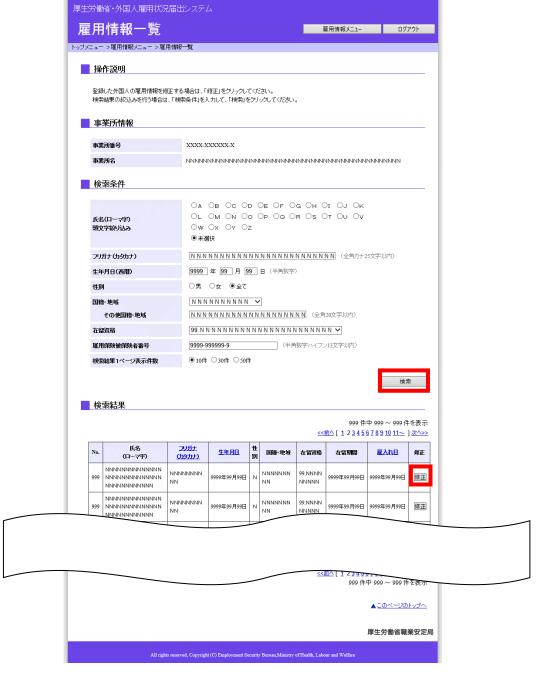
参考情報

初期表示時には、自事業所の修正可能な雇用情報が全て一覧に表示されますが、修正対象を見つけられない場合は「検索条件」を入力し、検索ボタンを押下することで、表示対象を絞り込んでください。表示件数は500件までとなり、超える場合は「検索条件」を変更し絞り込んでください。

なお、離職日を登録済みの雇用情報は表示されません。

検索結果の項目欄にある「フリガナ(カタカナ)」リンク、「生年月日」リンク、「雇入れ日」リンクをクリックすると、表示順(昇順、降順)を変更できます。

雇用情報の修正を行う場合は、修正する雇用情報の修正ボタンを押下します。



(3) 雇用情報修正

参考情報

雇用した外国人の雇用情報の二重登録等、誤って雇用情報を登録してしまった場合、事業主が本システムから雇用情報を削除することはできません。

ハローワークにおいて雇用情報の削除を行いますので、離職情報の入力等はせず、管轄 のハローワークへご連絡いただきますようお願いいたします。

雇用情報一覧画面で選択した雇用情報が表示されます。 修正したい項目を修正し、外国人雇用情報修正ボタンを押下します。 入力内容にエラーがある場合はエラー内容を画面へ表示します。

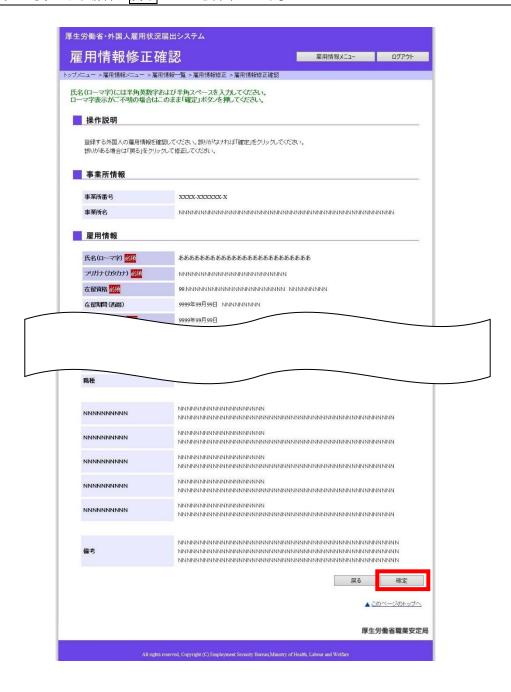


(4) 雇用情報修正確認

雇用情報修正画面にて修正した雇用情報を確認します。 内容を確認の上、確定ボタンを押下してください。

補足1

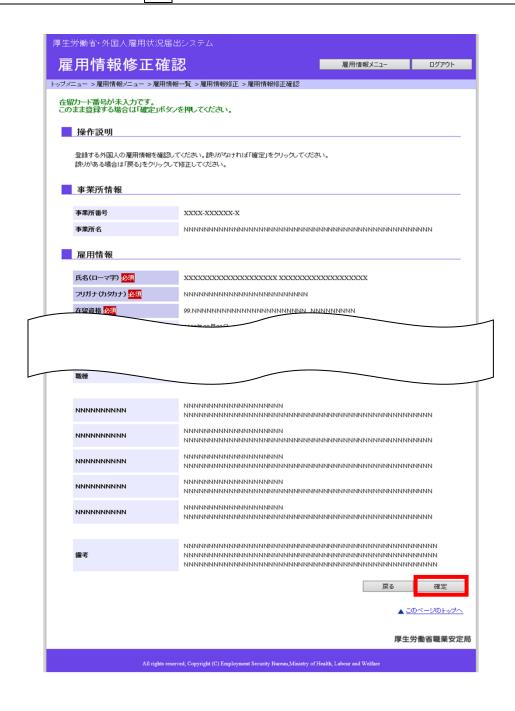
在留カードのローマ字氏名がご不明な場合は、確定ボタンを押下します。 変更の必要がある場合は戻るボタンを押下します。



補足2

在留カード番号が未入力である場合、警告メッセージが表示されますが、登録内容に誤り がない場合は、確定ボタンを押下します。

変更の必要がある場合は戻るボタンを押下します。



(5) 雇用情報修正完了

雇用情報の修正が完了しました。

雇用情報一覧ボタンを押下し、雇用情報一覧画面へ戻ってください。



3. 離職情報の登録

登録済みの外国人が離職した場合に、離職情報の登録を行う手順です。

留意事項

雇用した外国人が雇用保険被保険者であって、資格喪失届により外国人雇用状況届出を 行った場合に、本システムでの離職情報の登録は不要です。

(1) 雇用情報メニュー

雇用情報メニューから外国人離職情報登録ボタンを押下します。



(2) 離職情報入力一覧

参考情報

初期表示時には、自事業所で離職登録が可能な雇用情報が全て一覧に表示されますが、 離職情報登録対象を見つけられない場合は「検索条件」を入力し、検索ボタンを押下する ことで、表示対象を絞り込んでください。表示件数は500件までとなり、超える場合は「検 索条件」を変更し絞り込んでください。

なお、離職日を登録済みの雇用情報は表示されません。

検索結果の項目欄にある「フリガナ (カタカナ)」リンク、「生年月日」リンク、「雇入れ日」リンクをクリックすると、項目の表示順(昇順、降順)を変更できます。

離職情報の登録を行う場合は、離職情報登録を行う雇用情報の離職ボタンを押下してください。



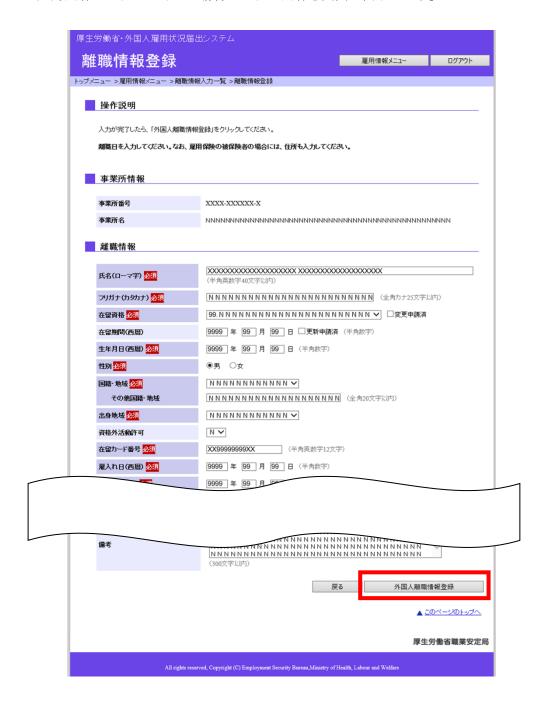
(3) 離職情報登録

参考情報

雇用した外国人の雇用情報の離職情報を誤って登録してしまった場合、事業主が本システムから離職情報の取消はできません。

ハローワークにおいて離職情報の取消を行いますので、管轄のハローワークへご連絡い ただきますようお願いいたします。

離職情報の必要事項を入力後、 外国人離職情報登録 ボタンを押下します。 入力内容にエラーがあった場合はエラー内容を画面へ表示します。

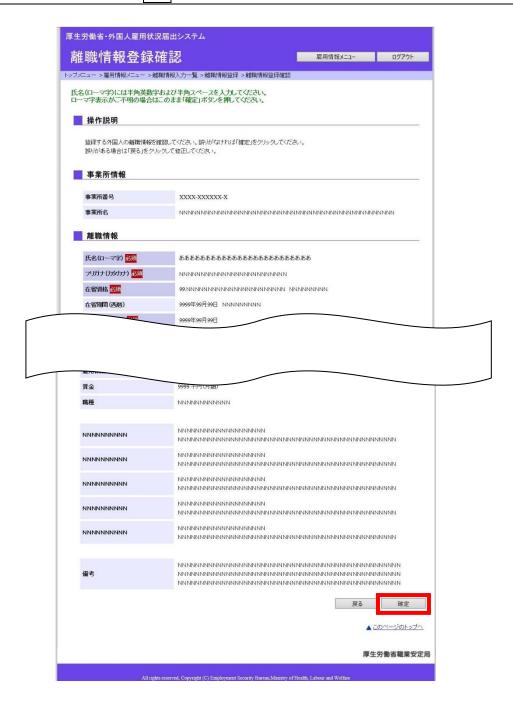


(4) 離職情報登録確認

離職情報登録画面にて入力した離職情報を表示します。 離職情報の登録を確定する場合は確定ボタンを押下してください。

補足1

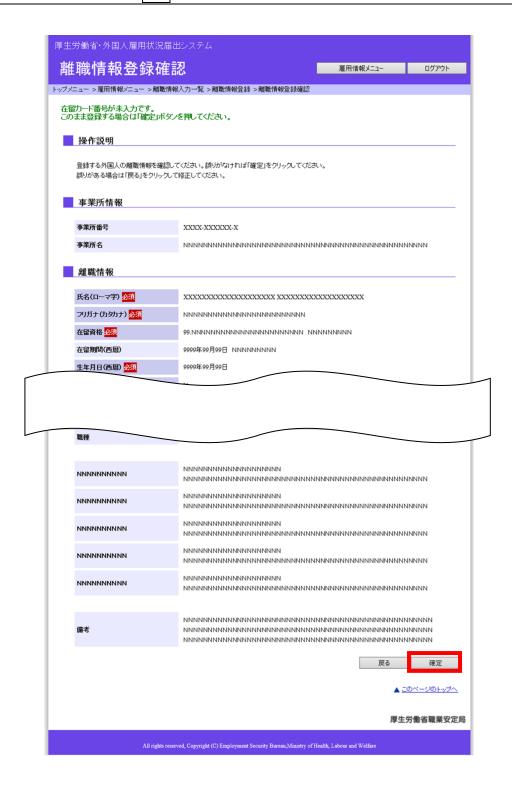
在留カードのローマ字氏名がご不明な場合は、確定ボタンを押下します。 変更の必要がある場合は戻るボタンを押下します。



補足2

在留カード番号が未入力である場合、警告メッセージが表示されますが、登録内容に誤り がない場合は、確定ボタンを押下します。

変更の必要がある場合は戻るボタンを押下します。



(5) 離職情報登録完了

離職情報の登録が完了したことを確認する。

引き続き離職情報の登録を行う場合は、 離職情報入力一覧 がタンを押下し、離職情報入力一覧 力一覧画面へ戻ってください。

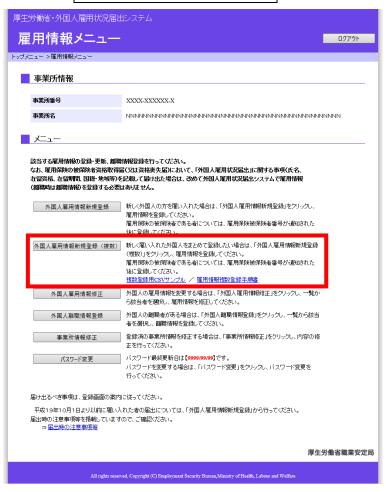


4. 雇用情報の複数登録

新たに雇入れた外国人の雇用情報を一括して登録するための手順です。 詳細は「雇用情報メニュー」画面の「雇用情報複数登録手順書」を参照してください。 なお、離職情報については複数登録できませんので、「3. 離職情報の登録」の手順により 登録を行ってください。

(1) 雇用情報メニュー

雇用情報メニューから外国人雇用情報新規登録(複数)ボタンを押下します。



(2) 雇用情報複数登録

参考情報

1 つのファイルで登録可能な雇用情報の最大件数は 100 件です。101 件以上の雇用情報を登録する場合、ファイルを複数に分けて(100 件単位で分けて)作成し、ファイルごとに CSV ファイルの読込を行ってください。

「ファイルの選択」ボタンを押下し、CSV ファイルを選択後、読込ボタンを押下してください。



(3) 雇用情報複数登録確認

読込を行った雇用情報を1件ずつ表示します。

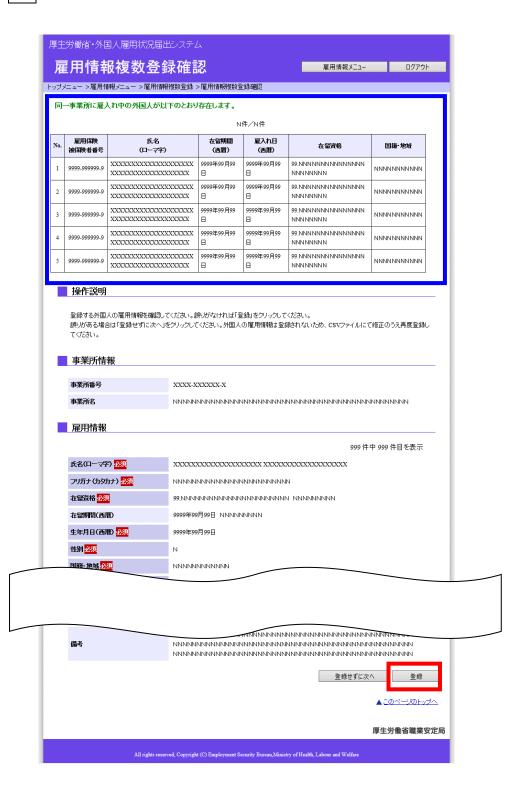
雇用情報を登録する場合は<mark>登録</mark>ボタンを押下します。雇用情報を登録しない場合は、<mark>登録せずに次へ</mark>ボタンを押下します。

全ての雇用情報の読込を終えている場合は、雇用情報複数登録完了画面が表示されます。 全ての雇用情報の読込を終えていない場合は、雇用情報複数登録確認画面が表示されます。

エラーの場合は、エラー部分の修正ができないため、登録せずに次へボタンを押下して処理を続けてください。エラーとなった雇用情報は、「雇用情報複数登録手順書」を確認しCSVファイルの内容を修正した上で、改めて雇用情報複数登録画面よりCSVファイルの登録を行ってください。「雇用情報複数登録手順書」は「雇用情報メニュー」画面から参照できます。



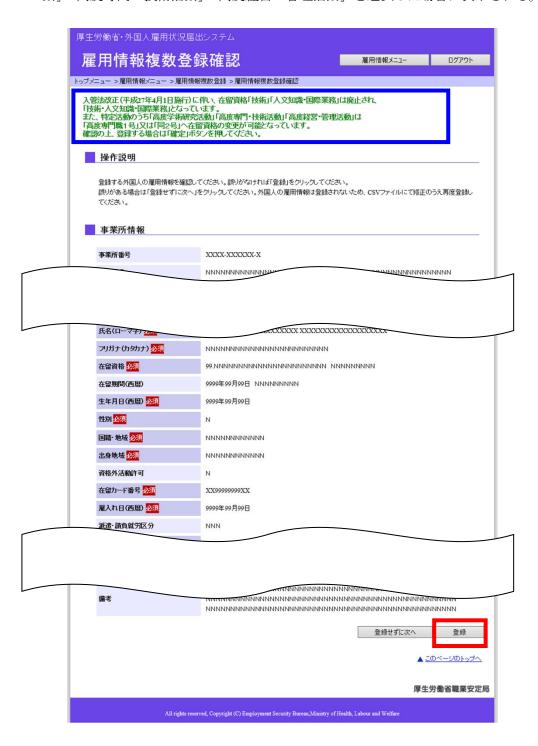
既にシステムに同一人物の可能性がある雇用情報が登録されている場合、注意メッセージ及び該当データが一覧として5件まで表示されます。確認の上、登録内容に誤りがない場合は、登録ボタンを押下し、処理を継続します。



入管法改正(平成27年4月1日施行)に伴う在留資格のチェックに該当する場合(※)、 次の画面のような注意メッセージ表示されるが、登録内容に誤りがない場合は、登録ボタン を押下します。

登録しない場合は登録せずに次へボタンを押下します。

(※) 在留資格「技術」、「人文知識・国際業務」、及び特定活動のうち「高度学術研究活動」「高度専門・技術活動」「高度経営・管理活動」を選択した場合に表示される。



雇入れ日が2020年2月29日以前の場合であって在留カード番号が未入力である場合、 警告メッセージが表示されますが、登録内容に誤りがない場合は、確定ボタンを押下します。 変更の必要がある場合は戻るボタンを押下します。



(4) 雇用情報複数登録完了画面

読み込んだ雇用情報を全て登録した場合は、①のように表示します。また、読み込んだ 雇用情報で登録していない雇用情報がある場合は、②のように表示します。

引き続き雇用情報の複数登録を行う場合は、<mark>外国人の雇用情報を続けて登録</mark>ボタンを押下し、雇用情報複数登録(4 (2))を開きます。

①読み込んだ雇用情報を全て登録した場合



②登録していない雇用情報がある場合



IV その他

1. お問合せ画面

システム操作に係るよくあるお問合せを掲載しています。

ログイン画面よりお問合せボタンを押下してください。



2. サービスご利用時の注意

サービスご利用時の注意を掲載しています。

ログイン画面よりサービスご利用上の注意リンクを押下してください。



3. 参考 資格ごとに定める在留期限

※2024年9月末現在

	T	※2024年9月末	70
No.	資格ごとに定める在留期限	在留資格名	
1	5年	技術・人文知識・国際業務	
		技術 (廃止済)	
		人文知識・国際業務 (廃止済)	
		企業内転勤	
		教育	
		教授	
		技能	
		高度専門職1号	
		日本人の配偶者等	
		永住者の配偶者等	
		定住者	
		特定活動(外国人調理師)	
		特定活動(ハラール牛肉生産)	
		特定活動(本邦大卒者)	
		特定活動(日系四世)	
		特定活動(高度学術研究活動)	
		特定活動(高度専門・技術活動)	
		特定活動(高度経営・管理活動)	
		特定活動(高度人材外国人の就労配偶者)	
		特定活動(その他)	
		家族滞在	
		芸術	
		宗教	
		報道	
		経営・管理	
		法律・会計業務	
		医療	
		介護	
		研究	
2	4年3か月	留学	
3	3年	特定活動(EPA)	
		特定活動(家事支援)	
		特定活動(農業)	
		興行	
		文化活動	
		特定技能2号(ビルクリーニング)	
		特定技能2号(工業製品製造業)	
		特定技能2号(建設)	
		特定技能2号(建設)	_

No.	資格ごとに定める在留期限	在留資格名
		特定技能2号(造船・舶用工業)
		特定技能2号(自動車整備)
		特定技能2号(航空)
		特定技能2号(宿泊)
		特定技能2号(農業)
		特定技能2号(漁業)
		特定技能2号(飲食料品製造業)
		特定技能2号(外食業)
4	1年	技能実習
		特定活動 (ワーキングホリデー)
		特定活動(建設分野)
		特定活動(造船分野)
		特定活動(製造分野)
		特定活動(就労可)
		研修
		特定技能1号(介護)
		特定技能1号 (ビルクリーニング)
		特定技能1号(工業製品製造業)
		特定技能1号(素形材産業)(廃止済)
		特定技能1号(産業機械製造業)(廃止済)
		特定技能1号(電気・電子情報関連産業)(廃止済)
		特定技能1号(建設)
		特定技能1号(造船・舶用工業)
		特定技能1号(自動車整備)
		特定技能1号(航空)
		特定技能1号(宿泊)
		特定技能1号(農業)
		特定技能1号(漁業)
		特定技能1号(飲食料品製造業)
		特定技能1号(外食業)
		特定技能1号(自動車運送業)
		特定技能1号(鉄道)
		特定技能1号(林業)
		特定技能1号(木材産業)
5	6か月	特定活動(就職活動)
6	90日	短期滞在
7	無期限	高度専門職2号
		永住者

※在留資格「被監理者」「仮滞在許可者」について、当該システムでは「無期限」ではなく「不明」の取扱いとなっているため、当該一覧には掲載しない

※在留資格「特定技能 1 号(木材産業)」は 2024 年 12 月 1 日、「特定技能 1 号(林業)」は 2025 年 2 月 1 日が法施行日です。

4. 参考 よくある質問

本システムについてお問合せいただくご質問とご回答を掲載いたします。

(1) インターネットによる届出に変更したい

質問

様式第3号の届出用紙を利用してハローワークで届出を行っているが、インターネットによる届出に変更したいがどうすればよいか教えてください。

回答

様式第3号の届出用紙で届出を行ったことのある事業主の方は、本システムからユーザID及びパスワードを取得することができません。

ハローワークでユーザ I D新規登録の手続きを行いますので、お手数ですが上記届 出を行ったハローワークまでお問合せください。なおその際、ご担当者様のメールア ドレスをお知らせください。

(2) 本システムからはユーザ I Dの新規登録ができません

質問

本システムのトップページの『ユーザID新規登録』を押下しユーザ情報登録の手続きを進めると「ユーザ情報が既に登録されています。」とメッセージが表示されました。メッセージが表示されたので、『パスワード再登録』の手続きで事業所情報を入力したが、「登録されていません」とメッセージが表示されました。どうすればよいか教えてください。

回答

資格取得届、資格喪失届及び様式第3号の届出用紙により、一度でもハローワークに届出を行ったことのある事業主の方は、本システムからはユーザIDの登録手続きができません。

お手数ですが、ハローワークでユーザID登録の手続きを行いますので、上記届出を行ったハローワークまでお問合せください。なおその際、ご担当者様のメールアドレスをお知らせください。

(3) 利用していたユーザ I D、パスワード、メールアドレスを忘れました

質問

いままでの担当者が変更になり、本システムで利用するユーザ I D、パスワード、メールアドレスがわからなくなりました。

回答

管轄のハローワークまでお問合せください。ハローワークにて、事業所情報が登録されているか確認します。

未登録の場合は、仮登録メールを送信しますので、本登録の手続きを行ってください。

登録済みの場合は、登録済みのメールアドレスを確認しパスワード再登録を行います。

(4) パスワードがわかりません

質問

雇用情報を登録していた担当者が変更になり、登録しているユーザ I D はわかりますが、パスワードとユーザ I D 発行時のメールアドレスがわからなくなりました。

回答

パスワード再登録の手続きに使用するメールアドレスは、ユーザ I D発行時に使用したメールアドレスが必要になります。メールアドレスの変更は、事業主の方はできないので、管轄のハローワークまでお問合せください。なおその際、ご担当者様の変更後のメールアドレスをお知らせください。

(5) 同一人物の雇用情報を誤って二重に登録してしまった

質問

雇用情報の登録時に同一人物を誤って二重に登録してしまいました。どのように対処すればよいか教えてください。

回答

ハローワークで二重に登録した雇用情報の削除を行いますので、管轄のハローワークまでお問合せください。

(6) 誤って離職情報を登録してしまった

質問

離職情報登録時に誤って離職日を入力し登録してしまいました。どのように対処すればよいか教えてください。

回答

ハローワークで離職情報の取消を行いますので、管轄のハローワークまでお問合せください。

(7) 在留カード番号がわかりません

質問

在留期間が短期のため、在留カードが発行されない外国人労働者の雇用情報を新規 登録したい。どのように対処すればよいか教えてください。

回答

管轄のハローワークまでお問合せください。

(8) 在留カード番号に誤りがあります、と表示されます

質問

在留カード番号を入力して登録ボタンを押すと、「在留カード番号に誤りがあります」 というエラーが表示されます。どのように対処すればよいか教えてください。

回答

存在し得ない在留カード番号が入力された場合に、当該エラーが表示されます。外国人労働者本人の在留カードに記載されている在留カード番号とシステムに入力した 在留カード番号に誤りがないかどうか、再度ご確認ください。

なお、出入国在留管理庁のホームページにおいて、在留カード番号が有効か否かを 確認することができます。

(出入国在留管理庁ホームページ)

https://lapse-immi.moj.go.jp/ZEC/appl/e0/ZEC2/pages/FZECST011.aspx

(9) 被監理者・仮滞在許可者の場合の入力方法を教えてください

質問

被監理者・仮滞在許可者の場合の入力方法を教えてください。

回答

被監理者・仮滞在許可者の場合、在留資格は不明を選択し、在留カード番号は空欄としてください。その上で、備考欄に「在留資格 被監理者」又は「在留資格 仮滞在許可者」と入力をしてください。